岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　中津川市は、「清流の国ぎふ」創生総合戦略及び中津川市まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、中津川市内への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、岐阜県と共同して行う岐阜県東京圏からの移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から中津川市に移住した者が、マッチング支援対象の求人を充足して定着に至った場合又は岐阜県地域課題解決型創業支援事業（以下「創業支援事業」という。）に係る交付決定を受けた場合に、予算の範囲内において移住支援金（以下「支援金」という。）を交付することとする。

２　支援金の交付に関しては、中津川市補助金交付規則（昭和36年中津川市規則第４号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）　転入　中津川市以外の市区町村から中津川市へ生活の拠点を移し、本市の住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第５条に規定する住民基本台帳（以下「住民基本台帳」という。）に記録されること（外国人住民にあっては、永住者の在留資格又は特別永住者の資格をもって記録される場合に限る。）をいう。

（２）　転出　中津川市以外の市区町村へ生活の拠点を移し、その市区町村の住民基本台帳に記録されることをいう。

（３）　市税等　中津川市において課税される住民税、固定資産税及び軽自動車税（申請日の属する年の１月１日以後に中津川市に転入した者にあっては、中津川市に転入する直前に課税されていた住民税、固定資産税及び軽自動車税）をいう。

（４）　複数世帯　２人以上で転入した世帯をいう。

（５）　単身世帯　１人で転入した世帯をいう。

（交付金額）

第３条　支援金の金額は、複数世帯の申請の場合にあっては100万円、単身世帯の申請の場合にあっては60万円とする。

（交付対象者）

第４条　単身世帯に対する支援金の対象となる者は、次の要件のすべてを満たす者とする。

（１）　次に掲げる移住元に関する要件のいずれにも該当すること。

ア　住民票を移す直前の10年間のうち、通算５年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏（条件不利地域（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年

法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）を除く。）に在住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）していたこと。

イ　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京23区に在住していたこと又は東京圏（条件不利地域を除く。）に在住し、かつ、東京23区内の事業所等に通勤していたこと（ただし、東京23区内の事業所等への通勤の期間については、転入届を提出する３か月前までを当該１年の起算点とすることができる。）。

（２）　次に掲げる移住先に関する要件のすべてに該当すること。

ア　平成31年４月１日以降に転入したこと。

イ　支援金の申請時において、転入後３か月以上１年以内であること。

ウ　中津川市に、支援金の申請日から５年を超える期間継続して居住する意思を有していること。

エ　支援金の申請時において、市税等の滞納がないこと。

（３）　次に掲げるその他の要件のすべてに該当すること。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。

イ　日本国籍を有する又は外国籍を有する者であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ　岐阜県又は中津川市が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

（４）　次に掲げる条件のいずれかに該当すること。

ア　次に掲げる就職に関する要件のすべてに該当すること。

（ア）　勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）　就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）　就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役等の経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（エ）　週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して３か月以上在職していること。

（オ）　求人への応募日が、マッチングサイトに求人が支援金の対象として掲載された日以降であること。

（カ）　当該法人に、支援金の申請日から５年を超える期間継続して勤務する意思を有していること。

（キ）　転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

イ　起業に関する要件として、申請日以前の１年以内に創業支援事業に係る交付決定を受

けていること。

２　複数世帯に対する支援金の対象となる者は、前項に掲げる要件を満たし、かつ、次に掲げる事項のすべてに該当する者とする。

（１）　当該移住者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

（２）　当該移住者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

（３）　当該移住者を含む２人以上の世帯員がいずれも、平成31年４月１日以降に転入したこと。

（４）　当該移住者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支援金の申請時において転入後３か月以上１年以内であること。

（５）　当該移住者を含む世帯全員が、支援金の申請時において、市税等の滞納がないこと。

（６）　当該移住者を含む世帯全員が、暴力団員でないこと。

（支援金の交付申請）

第５条　支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、移住支援金交付申請書（様式第１号）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

（１）　世帯全員の住民票（続柄等省略されていないもの）

（２）　定住等に係る誓約書及び同意書（様式第２号）

（３）　移住先の就業先の就業証明書（様式第３号）又は創業支援事業に係る交付決定通知の写し

（４）　市税等完納証明書又は市税等の未納がないことが分かる証明書

（５）　移住元の住民票の除票の写し、戸籍の附票その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類（世帯の場合にあっては、世帯全員分の書類）

（６）　東京23区以外の東京圏から東京23区への通勤者にあっては、退職した企業等の在職証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

（７）　東京23区以外の東京圏から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主にあっては、開業届出済証明書、個人事業等の納税証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類

（８）　その他市長が必要と認める書類

（交付等の決定）

第６条　市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、支援金の交付を決定したときは、岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付決定通知書（様式第４号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、前項の審査の結果、支援金の不交付を決定したとき又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合は、岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金不交付決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の交付）

第７条　市長は、前条第１項に規定する通知の後、交付決定を受けた申請者（以下「交付決定者」という。）から提出される岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付請求書（様式第６号）に基づき、支援金を交付するものとする。

（報告及び立入調査）

第８条　岐阜県及び中津川市は、岐阜県東京圏からの移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、交付決定者の同意に基づき、岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査を行うものとする。

（支援金の返還）

第９条　市長は、支援金の交付決定者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、支援金の全額又は半額の返還を命ずるものとし、交付決定者はその指示に従わなければならない。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして岐阜県及び中津川市が認めた場合は、この限りでない。

（１）　全額の返還

ア　虚偽の申請等をした場合

イ　支援金の申請日から３年未満で中津川市から転出した場合

ウ　支援金の申請日から１年以内に支援金の要件を満たす職を辞した場合

エ　創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（２）　半額の返還

支援金の申請日から３年以上５年以内に中津川市から転出した場合

（委任）

第10条　この要綱に定めるもののほか、支援金の交付に必要な事項は、岐阜県と中津川市が協議して定める。

附　則

この要綱は、令和元年７月１日から施行する。

附　則（令和元年12月27日）

この要綱は、決裁の日から施行し、令和元年12月20日から適用する。

附　則（令和２年８月12日）

この要綱は、決裁の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

移住支援金交付申請書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱第５条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

１　申請者欄

フリガナ		性別	生年月日
氏名	㊞		年　月　日
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

２　移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・複数		単身		複数	複数の場合は同時に移住した家族の人数（１の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

３　各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

別紙１「移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		Ａ．誓約する		Ｂ．誓約しない
別紙２「岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		Ａ．同意する		Ｂ．同意しない
申請日から５年を超える期間継続して、中津川市に居住し、かつ、就業・起業する意思について		Ａ．意思がある		Ｂ．意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		Ａ：３親等以内の親族に該当しない		Ｂ：３親等以内の親族に該当する

※各種確認事項のＢ．に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

４　転出元の住所

住所	〒

５　（東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴

期間	就業先	就業地

（様式第１号 別紙１）

移住支援金の交付申請に関する誓約事項

１　岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する報告及び立入調査について、岐阜県及び中津川市から求められた場合には、それに応じます。

２　以下の場合には、岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。

（１）移住支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額

（２）移住支援金の申請日から３年未満で中津川市から転出した場合：全額

（３）移住支援金の申請日から１年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額

（４）岐阜県地域課題解決型創業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額

（５）移住支援金の申請日から３年以上５年以内に中津川市から転出した場合：半額

（様式第１号 別紙２）

岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る個人情報の取扱い

岐阜県及び中津川市は、岐阜県東京圏からの移住支援事業の実施に際して得た個人情報について、岐阜県及び中津川市が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、岐阜県及び中津川市は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は、確認する場合があります。

様式第２号(第５条関係)

年　　月　　日

中津川市長　様

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

定住等に係る誓約書及び同意書

私は、岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱第５条の規定による支援金の交付申請をするに当たり、申請書提出の日から５年を超えて中津川市に住民票を置き（中津川市の住民基本台帳に登録されること）、中津川市を生活の本拠地とすることを誓約します。

また、岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱に基づく受給資格の認定、変更、補助金の交付決定その他必要な手続のため、申請者及び世帯員全員について、市税等の納付状況及び住民票の状況を市の担当者が調査確認することに同意します。このことについて、申請者以外の世帯員全員の同意も得ています。

様式第３号（第５条関係）

年　　月　　日

中津川市長　様

所在地
事業者名　　㊞
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書（移住支援金の申請用）

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名		
勤務者住所		
勤務先所在地		
勤務先電話番号		
就業年月日		
応募受付年月日		
雇用形態	週20時間以上の無期雇用	
勤務者と代表者又は取締役などの経営を担う者との関係	３親等以内の親族に該当しない	
マッチングサイトへの求人掲載実績 ※岐阜県中小企業総合人材確保センター（ジンサポ！ぎふ）求人情報	求人管理番号	
	掲載開始日	

岐阜県東京圏からの移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、岐阜県及び中津川市の求めに応じて、同岐阜県及び中津川市に提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

中津川市長　　様

申請者　住　　所
氏　　名　　㊞
電話番号

岐阜県東京圏からの移住支援事業に係る移住支援金交付請求書

岐阜県東京圏からの移住支援事業における中津川市移住支援金交付要綱第７条の規定により、下記のとおり請求します。

記

請求額　　円

振込先口座

金融機関	銀行 金庫 信用組合　　（本店・支店） 農業協同組合
預金種目	１　普通　　２　当座　　３　その他（　　）
口座番号	No.
ふりがな	
口座名義人	

※口座名義人は、交付決定者と同一であること。